

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年1月10日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

左近山中学校 職員室空調機修繕委託

2 履行(納品)場所

左近山中学校(横浜市旭区左近山1335-2)

3 契約日

令和5年8月17日

4 履行日又は履行期間

令和5年9月30日

5 契約金額

3,080,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社イワック

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

職員室の空調機が故障し、学校運営に多大な支障が生じたため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

教育施設課営繕係